



2025年12月8日

各 位

会 社 名 住友理工株式会社
代 表 者 名 執行役員社長 清水 和志
(コード番号: 5191 東証プライム・名証プレミア)
問 合 せ 先 法務部長兼広報 IR 部長 日比野 伸哉
(TEL: 052-571-0280)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日付の取締役会決議により、2026年2月中旬頃に臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催する場合に備え、本臨時株主総会の招集のための基準日設定について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会を開催する場合に備え、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2025年12月23日（火）を基準日（以下「本基準日」といいます。）と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 基準日：2025年12月23日（火）
- (2) 公告日：2025年12月8日（月）
- (3) 公告方法：電子公告（当社のホームページに掲載いたします。）

<https://www.sumitomoriko.co.jp/koukoku/index.html>

2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案等について

当社が2025年10月30日に公表した「支配株主である住友電気工業株式会社による当社株式に対する公開買付けに係る賛同の意見表明及び応募推奨に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、住友電気工業株式会社（以下「公開買付者」といいます。）が2025年10月31日から開始しております当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立し、かつ、公開買付者が本公開買付けにより当社株式の全て（ただし、公開買付者が直接所有する当社株式、当社が所有する自己株式及び公開買付者の完全子会社（以下「本完全子会社」といいます。）が所有する当社株式を除きます。）を取得できなかった場合には、公開買付者は、本公開買付けの成立後、以下の方法により、当社の株主を公開買付者のみとするための一連の手続を実施することを予定しているとのことです。

具体的には、公開買付者は、①本公開買付けの成立により、公開買付者及び本完全子会社の所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が会社法第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会

社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、本公開買付けに応募しなかった当社の株主（公開買付者及び当社を除きます。）の全員に対し、その所有する当社株式の全部を売り渡すことを請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）する予定とのことです。他方で、②本公開買付けの成立後、公開買付者及び本完全子会社の所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、当社に対し、会社法第180条に基づき当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会を開催することを要請する予定とのことです。

そこで、このたび、当社は、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる本基準日を設定することにいたしました。なお、本臨時株主総会の開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

なお、本公開買付けが成立しない場合、又は、上記①の場合（本公開買付けの成立により、公開買付者及び本完全子会社の所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、本株式売渡請求を行う場合）には、当社は、本臨時株主総会を開催せず、本基準日についても利用しない予定です。

以上